

令和3年度

松前町教育基本方針

松前町教育委員会

目 次

基本方針

■重点目標

- 1 社会総がかりで取り組む教育の推進
- 2 安全・安心で充実した教育環境の整備
- 3 確かな学力を育てる教育の推進
- 4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進
- 5 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化
- 6 特別支援教育の充実
- 7 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成
- 8 文化財の保存・活用の推進

基本方針

学習指導要領や愛媛県教育基本方針の趣旨を踏まえるとともに、松前町教育大綱における教育の基本理念である「自立・共生・飛躍 学び合う まさき」に基づき、「教育の町」にふさわしい人づくり・町づくりの実現を目指します。

重点目標

1 社会総がかりで取り組む教育の推進

日々変化する社会情勢を踏まえ、学校・家庭・地域・企業等の関係団体と連携・協働してより地域の教育力の向上を図り、次代を担う子どもたちの健やかな成長を支援します。

〔努力事項〕

- (1) 子どもの健全育成を図るための「松前町青少年補導センター」事業の推進
- (2) えひめジョブチャレンジU-15事業の推進
- (3) 「特色のある学校づくり推進事業」を生かした特色ある教育活動の推進

2 安全・安心で充実した教育環境の整備

地域ぐるみの学校安全対策の充実を図るとともに、災害や感染症等による緊急時にも子どもたちの学びを保障することができるように1人1台端末等ICT等の教育環境の整備に努めます。

〔努力事項〕

- (1) 「学校防災教育実践モデル地域研究事業」の成果と課題を生かした防災教育の推進
- (2) GIGAスクール構想に基づくICT等の教育環境の整備
- (3) 地域関係団体や警察等と連携した子どもの見守り活動の推進・充実

3 確かな学力を育てる教育の推進

小・中学校における新学習指導要領を踏まえた授業改善を進めるとともに、これまで蓄積してきた教育実践に加えICT教育の特長を取り入れ、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導や、個別最適な学びの実現、家庭との連携による学習・生活習慣の確立により、子どもたちの確かな学力の定着と向上に努めます。

〔努力事項〕

- (1) I C Tを効果的に活用した授業改善
- (2) 英語専科教員、A L T等の有効活用による英語力の向上
- (3) 少人数学級の推進
 - ・35人以下学級編制を小学校6年生まで実施

4 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進

義農精神を継承する学習を推進するとともに、情報を理解し活用する能力や情報モラル等を身に付けさせる情報教育をはじめ、自他の生命を大切にする心や規範意識などを養う道徳教育、環境教育の充実を図るほか、読書習慣や食習慣、運動習慣などの望ましい生活習慣の確立を図り、子どもたちの豊かな人間性や健康・体力など、社会で生きる力を育みます。

〔努力事項〕

- (1) 副読本「松前のくらし」の活用、「いきいきまさきっ子ボランティア」や各学校におけるボランティア活動等を通じた、義農精神を継承する教育の推進
- (2) 情報化社会に対応する情報モラル教育の推進
- (3) 学校体育や町体育行事の充実による児童生徒の体力・運動能力の向上
- (4) ホッケーのまちづくり推進事業の充実
- (5) 松前町読書活動推進計画等に基づく子どもの読書活動の推進
- (6) 「令和3・4年度愛媛県環境教育推進事業」による環境教育の充実
- (7) 子どもの学びと育ちをつなぐ幼・保・小・中連携教育の推進

5 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

新学習指導要領に応じた各種研修の充実などを通して、教職員の専門的知識・能力や倫理観、社会人としての資質向上に努めるとともに、本格化するI C T教育に対応するため、教員のデジタル技術の活用能力の向上を図ります。

また、学校における働き方改革の推進による長時間労働の是正や学校組織の活性化を図ることにより、教職員がやりがいを持ち職務に専念できる環境づくりに努めます。

〔努力事項〕

- (1) 不祥事防止のための教職員研修の充実
- (2) 1人1台端末を有効活用するための教職員研修の充実
- (3) 学校における働き方改革の推進

6 特別支援教育の充実

障がいのある子ども一人一人の障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図るとともに、全ての子どもが安心して学ぶことのできる教育環境の整備充実に努めます。

〔努力事項〕

- (1) 松前町特別支援連携協議会、松前町教育支援委員会による幼・保・小・中・高の円滑な接続と継続的な支援の充実
- (2) 特別支援巡回教育相談事業、学校支援員配置事業の活用による一人一人に応じた支援の充実

7 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成

同和問題をはじめ、北朝鮮の拉致問題など、あらゆる差別、偏見を解消するため、人権・同和教育を進めます。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の課題の速やかな解決と防止のため、S・C・S・S・W・相談員の派遣等学校を支援する体制の充実を図るとともに、不登校児童生徒について関係機関との連携強化、ICTの活用等、児童生徒の状況に応じた多様な支援と学習機会の確保に努めます。

さらに、子どもの貧困や児童虐待の兆候を的確に察知するため、職員研修や地域啓発を進めるとともに、福祉・医療・警察関係機関との連携を強化し、早期に対応するなど、児童生徒の健全育成に努めます。

〔努力事項〕

- (1) 「令和3年度中予地区人権・同和教育研究協議会」開催による人権・同和教育の推進
- (2) 町内小・中学校・高等学校の児童生徒代表による「いじめストップ子ども会議」の開催等によるいじめ防止教育の推進
- (3) 松前町人権教育協議会や松前町人権擁護委員等と連携、「明るい人権の町づくり大会」、「ふれあい人権プラザ」の開催、人権作品集「ともに生きる」の作成・配布等による地域と密着した人権・同和教育の推進
- (4) 不登校・いじめ問題・子どもの貧困・児童虐待等の課題の解決と防止を図るS・C・S・S・W・相談員の派遣・活用、関係機関との連携

8 文化財の保存・活用の推進

「愛媛県文化財保存活用大綱」「松前町文化財保護条例」に基づき、町内の歴史的、芸術的、学術的価値の高い文化財の調査、指定、保存・活用に努めます。

〔努力事項〕

- (1) 「松前町文化財保護審議会」を中核に、関係機関と連携した文化財の調査、指定、保存・活用の推進